

①開 会

<教 育 長>

それでは、ただいまから、令和6年山形県教育委員会3月臨時会を開会いたします。

②会議録署名委員の指名

<教 育 長>

会議録署名委員に、和田委員と丹治委員を指名いたします。

③会期の決定

<教 育 長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④議 事

<教 育 長>

これより議事に入ります。

議第1号「山形県教員「指標」の一部改正について」、教育政策課長より説明願います。

<教育政策課長>

それでは私の方から「山形県教員「指標」の一部改正について」、御説明申し上げます。

議1-1をお開き願います。提案理由の2行目にありますとおり、教員の資質向上に関する文部科学省の指針の改正並びに養護教諭等の標準的な職務の明確化に関する文部科学省通知を踏まえ、山形県教員「指標」の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、議1-2から議1-13までとなり、改正箇所は赤字下線を引いておりますが、改正箇所が数ページにわたりますので、概要を議1-14で御説明させていただきます。

初めに、山形県教員「指標」について御説明を申し上げます。「1」にありますとおり、山形県教員「指標」は、校長及び教員の計画的かつ効果的な質向上を図るため、教員等が職責、経験、適性に応じて身に付けるべき資質能力を指標として明確化したものでございます。

県教育委員会では、指標を踏まえ教員等の研修について、毎年度体系的かつ効果的に実施するための研修計画を定め、当該計画に基づき研修を実施しております。また、教員におきましては自身のキャリアステージ全体を見渡し、指標を参考にしながら、自らの職責、経験、適性に応じた研修を主体的に選択し、実行しております。

続きまして、経過について御説明を申し上げます。平成28年11月に教育公務員特例法の改正があり、教諭等の資質向上に関する指標の全国的整備等が規定され、これに基づき、平成29年4月、文部科学省にお

いて、教員等の資質の向上を図るための指針が策定されました。

平成 30 年 1 月、文部科学省の指針を参酌しながら、山形県教員資質向上協議会での検討を経て、山形県教員「指標」を策定したところです。

その後、令和 4 年 8 月にグローバル化や情報化の進展などの社会的変化、G I G A スクール構想の進展などの教育環境の変化等を踏まえ、文部科学省で指針が改正され、これを踏まえて令和 5 年 3 月、山形県教員「指標」のうち、校長と一般教諭に係る指標を改正いたしました。

同年 7 月に文部科学省において、養護教諭等の標準的な職務の明確化に関する通知が発出されました。通知では、養護教諭等の専門性に鑑み、個別に指標を設定する等適切な対応を任命権者に求めています。このことからこの度、文部科学省通知等を踏まえ、また山形県教員資質向上協議会での検討を経て、山形県教員「指標」を改正するものでございます。

続きまして改正の概要について御説明を申し上げます。「3」にありますとおり、文科省通知等を踏まえ養護教諭、栄養教諭、幼稚園教諭について、それぞれ教諭の実践に関する資質・能力の指標を改正いたします。改正する項目につきましては、養護教諭 12 項目、栄養教諭 5 項目 4、幼稚園教諭 7 項目となります。

身に付けるべき資質能力として新たに追加したものの主なものは、学校における I C T 活用の意義の理解や、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性等、いわゆる特別支援教育に関する理解、コロナ禍を経たということもあり感染症の予防や発生時の対応及びアレルギー疾患等の疾病の管理などとなります。

説明は以上でございます。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第 1 号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次に、議第 2 号「山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」から議第 6 号「山形県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」までは、関連する議案となりますので、事務局より一括して説明願います。

<教育政策課長> 議第 2 号「山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、説明申し上げます。

改正概要について、議 2 - 10 を御覧ください。この規則の改正理由ですが、職員の定年年齢引き上げに伴い、60 歳超の職名整理を行うため及び組織改編に伴う規定の整備を図るものです。

改正内容の1点目としましては、スポーツ行政の知事部局への移管により、スポーツ保健課を学校体育保健課に改称し、同課の企画担当及び競技力向上・アスリート育成推進室を廃止するとともに、庶務係を経理担当に、学校体育・生涯スポーツ担当及び部活動改革推進担当を学校体育・部活動改革推進担当にそれぞれ改組することに伴う規定の改正です。

あわせて、県スポーツ会館駐在職員が不要となることから、職員の駐在制度に関する規則を廃止いたします。

2点目は、第78回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会の終了により、国民スポーツ大会推進課を廃止することに伴う規定の改正です。

3点目は、定年年齢の引上げにより、60歳超職員の職として、教育委員会事務局に課長補佐級のシニア専門員、主査級のシニア主査、係長級のシニア主任及び技能労務職のシニア技能員をそれぞれ新設することに伴う規定の改正です。なお、こちらは知事部局同様の改正となります。

続きまして、議第3号「教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、説明申し上げます。

議3-6を御覧ください。この規則の改正理由ですが、議第2号同様、職員の定年年齢引き上げに伴い、60歳超の職名整理を行うため及び組織改編に伴う規定の整備を図るものです。

改正内容の1点目としましては、議第2号と同様の60歳超職員の職のほか、豊富な知識経験を持つ校長経験者の職として教育センターに専門指導主事を新設することに伴う規定の改正です。

2点目は、学校教育法施行規則に学校に置くことのできる職として研修主事が規定されたことにより、少年自然の家に設置している研修主事との混同を避けるため、同職の職名を主査に変更することに伴う規定の改正です。

これらの規則の施行期日につきましては、令和6年4月1日としております。

引き続き、県立学校の管理運営規則の改正について、教職員課より説明申し上げます。

#### <管 理 主 幹>

議題4号「山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、提案申し上げます。

議4-1をお開きください。

改正理由ですが、定年引き上げに伴い60歳超職員の職名を新設し、また、主任学校司書職を新設するほか、高校再編整備計画に基づき致道館中学校・高等学校を新設することにより、規定の整備を図るため提案するものであります。

職員の定年年齢引き上げに伴い、新たに第20条第1項中、シニア専門員、シニア主査、シニア主任技能員、シニア技能員を追加します。

また、学校司書職の職務の整備を行うため、主任学校司書職を新設い

たします。

あわせて、主任学校司書主事の職務について、他の職務と表現を統一するため「経験知識」の表現を「知識経験」と修正します。

議4-3を御覧ください。こちらにつきましては県立致道館中学校・高等学校の新設に伴いまして、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して実施するものとして、別表第3に山形県立致道館中学校及び山形県立致道館高等学校を追加します。

施行期日は、令和6年4月1日を予定しております。

なお、具体的な改正箇所につきましては、議4-4の新旧対照表のとおりでございます。

以上、よろしく願いいたします。

<教職員課長>

議第5号「特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、提案申し上げます。

まずは、改正理由ですが、議第2、3、4号と同様に、定年引上げに係る60歳超職員の職名についてシニア専門員、シニア主任技能員を新たに設置するため規定の整備を図るものであります。

内容は、議5-1を御覧ください。

施行期日は、令和6年4月1日を予定しております。

続きまして、議第6号「山形県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、提案申し上げます。

議6-1につきまして、改正理由ですが、令和6年4月より主任実習教諭及び主任学校司書を新たに設置するためであります。

内容は、議6-1を御覧ください。

施行期日は、令和6年4月1日を予定しております。

よろしく願いいたします。

<教育長>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教育長>

なければ、議第2号から議第6号までについては、いずれも原案のとおり可決してよろしいですか。

<各委員>

異議なし。

<教育長>

御異議なしと認め、いずれも原案のとおり可決いたします。

<教育長>

次に、議第7号「山形県体育施設条例施行規則を廃止する規則の設定について」、スポーツ保健課長より説明願います。

<スポーツ保健課長>

議第7号「山形県体育施設条例施行規則を廃止する規則の設定について」、御説明申しあげます。

議7-2、議案添付資料に沿って、説明させていただきます。

「1 廃止の理由」であります。組織改編により、スポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く。）が知事部局に移管されることに伴い、山形県体育施設条例第13条に規定する当該条例の施行に関し必要な事項を定める規則を廃止するため提案するものであります。

「2 規則の概要」でございますが、この規則は山形県体育館・武道館の使用手続、使用料等を定めているものです。

なお、組織改編によりまして、教育委員会規則は廃止いたしますが、引き続き、知事部局において両施設を管理するため、別途規則を定めることとしております。

「3 施行日」ですが、令和6年4月1日としております。

「4 参考」といたしまして、山形県体育施設条例の該当規定を掲載しておりますので、御覧いただければと思います。

以上、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第7号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次に、議第8号「県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、スポーツ保健課保健・食育主幹より説明願います。

<保健・食育主幹> 議8-3、議案添付資料に沿って、説明させていただきます。

初めに、「1 改正の理由」であります。令和6年4月1日、東北農林専門職大学が設置されることに伴い、県立学校の学校医等の公務災害補償に関する条例の一部が県議会2月定例会にて改正されましたので、それに合わせ、知事を県立の大学の学校医等の公務上の災害に対する補償を実施する機関とする等のため規定の整備を図るものでございます。

「2 規則の概要」でございますが、学校医等が公務上の災害に関する補償の手続を定めたものです。

「3 改正の内容」は、条例の一部改正に伴い、条ずれが発生するため、整備するものです。

「4 施行日」は、令和6年4月1日であります。

最後に「5 その他」ですが、(1)は令和5年度の学校医・学校歯科医等の人数をまとめたものになります。

学校医230名、学校歯科医78名、学校薬剤師54名となります。

また、(2)の補償実績ですが、これまでのところ実績はない状況で

す。

議 8 - 2 は新旧対象表となりますので、御覧ください。

以上、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

<教 育 長>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長>

なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、議第 8 号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長>

次の議第 9 号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第 9 号及び追加提案された議第 10 号は秘密会にて審議 》

⑤閉 会

<教 育 長>

以上を持ちまして、教育委員会を閉会いたします。